

地方独立行政法人新小山市民病院業務方法書

(趣旨)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項、地方独立行政法人新小山市民病院の業務運営等に関する規則（平成25年小山市規則第8号）第4条及び地方独立行政法人新小山市民病院定款（以下「定款」という。）第17条の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市民病院（以下「法人」という。）の業務の方法及び業務の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により小山市長から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、小山市及び地域の医療機関と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、定款第15条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務及び業務の執行等)

第4条 法人は、定款第16条の規定する業務を行う。

2 法人は、業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができるものとする。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができるものとする。

(緊急時の小山市長の要求)

第5条 法人は、小山市長が災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認め、同市長から定款第16条第1号又は第2号の業務のうち必要な業務の実施を求められた

ときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(内部統制に関する基本方針)

第6条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、定款又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第7条 法人は、監事が適正に業務を遂行できる体制及び監事監査が適正に実施される体制を整備するものとする。

(業務の委託)

第8条 法人は、業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることを認めるときは、それを委託することができるものとする。

(委託契約)

第9条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第10条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りによるものとする。

2 法人は、前項の規定する契約については、それらの契約の性質又は目的に応じて、費用の節減等に十分配慮した方法によるものとする。

(委任)

第11条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務の方法及び執行に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この業務方法書は、法第22条第1項の規定により小山市長の認可を受けた日から施行し、平成30年4月1日から適用する。